

令和8年
秋の巡回

犬の登録受付と狂犬病予防注射を実施します

飼い犬の登録は、生涯1回、注射は毎年1回行うこととなっています。

県獣医師会と町では、次の日程で新規登録の受付と予防注射を実施しますので、都合のよい会場で受けてください。

これまでに登録を済ませた犬には、役場から通知はがきを送付しますので、当日、忘れずにお持ちください。

対象・・・生後91日以上の飼い犬

●登録の済んでいない犬 ⇒手数料6,200円

※登録申請書に記入するため、犬の「種類・生年月日・毛色・性別・名前」をメモしてきてください。

●登録を済ませた犬 ⇒手数料3,200円

【持参する物】

役場からのハガキ（9月下旬発送予定）、飼い犬手帳

※お釣りのいらぬように準備願います。

◎犬の予防注射の際に問診を実施します。

通知はがきの裏面が問診票になっていますので、あらかじめ記入の上、注射会場へおいでください。

※ご注意ください

1. 次の場合は、必ず犬の所在地の役場に届け出てください

- ① 犬が死亡した（役場からのハガキと鑑札、注射済票、飼い犬手帳が必要）
- ② 犬の飼い主の氏名または住所などが変わった
- ③ 犬の飼い主が代わった（届出人は新所有者となります）
- ④ 本年度の予防注射を動物病院で受けた（獣医師の証明書と手数料550円、飼い犬手帳、役場からのハガキが必要）

2. 鑑札及び注射済票は、必ず犬に付けておいてください

※ 上記に違反したり、登録や予防注射をしない場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

●飼い犬が行方不明になった場合は、保健所へ連絡してください。（二戸保健所 電話23-9219）

担当獣医師

10月15日、10月16日、10月17日

大崎動物病院（電話42-4899）

混み具合により、時間がずれることがあります。

10月15日 (木)	9:00 ~ 9:05	旧円子生活改善センター
	9:20 ~ 9:30	米田農業構造改善センター
	9:45 ~ 9:50	小玉川生活改善センター
	10:00 ~ 10:10	沢田公民館
	10:25 ~ 10:30	鶴飼公民館
	10:40 ~ 10:50	笹渡（田中祐典様方）

10月16日 (金)	9:00 ~ 9:10	晴山農業構造改善センター
	9:20 ~ 9:30	下野場屯所
	9:45 ~ 9:55	貝喰公民館
	10:00 ~ 10:15	山内地区交流センター
	10:25 ~ 10:35	大清水地区活性化センター

10月17日 (土)	9:00 ~ 9:30	役場・地域整備課車庫前
	9:35 ~ 9:55	（向川原）防災センター
	10:00 ~ 10:10	仲軽米公民館
	10:15 ~ 10:25	上館農業構造改善センター
	10:40 ~ 10:50	小軽米生活改善センター
	11:15 ~ 11:30	晴山公民館

犬の飼い方一口メモ

①鑑札の役割

迷い犬として保護されたときに、すぐに飼い主を特定することができます。

②狂犬病って何？

人も動物も感染する病気で、人間の致死率はほぼ100%ですが、予防接種の義務化により、日本では昭和32年以降発生はありません。

③散歩の効果

犬は人間と同じ生き物です。ストレスや運動不足も人間と同じように感じ、体調に大きく影響します。気分転換、ストレス発散、運動不足解消などに散歩は良いとされています。

④マナーを守って

役場には、犬のフン（猫もあります）による苦情が年間数十件寄せられます。鳴き声や放し飼いの苦情も時々あります。ご近所トラブルを防ぐためにも、マナーを守ってペットとの生活を楽しみましょう。

【問い合わせ先】

軽米町役場町民生活課（電話46-4734

FAX46-4242）